令 和 2 年 4 月 岡 山 県

次に該当する場合は、不動産取得税の軽減が受けられることがあります。 詳しくは、取得した不動産の所在地を管轄する県民局税務部にお尋ねください。

- (1)公共事業の用に供するため土地や家屋を譲渡した方が、その譲渡した日(又は移転補償金に係る契約締結日)から2年以内又は前1年以内に代替不動産を取得した場合
- (2) 天災や火災により滅失又は損壊した日から3年以内に代替不動産を取得した場合
- (3) 取得した不動産が取得後1年以内に天災や火災により減失又は損壊した場合
- (4) 取り壊すことを条件として家屋を取得し、使用することなく取得後6か月以内に取り壊しが完了した場合

※その他、「不動産取得税のあらまし(別添 A3両面印刷のちらし)」の2~3ページに、住宅や宅地を取得した場合の軽減制度について掲載しています。

不動産取得税の申告書等への

マイナンバーの記載のお願いについて

☆提出される申告書又は申請書に<u>不動産を取得された方のマイナンバー</u>を記載してください。

〈マイナンバーの記載が必要となる書類〉

不動産取得税 土地・家屋申告書

不動産取得税 減額・環付申請書 等





☆個人番号を記載した書類を提出する際に、本人確認をさせていただきます。

【確認書類】

《取得者本人が提出する場合》

・マイナンバーカード又は通知カード

(通知カードの場合は、併せて運転免許証、パスポート等の官公署が発行した写真の表示がある身分証明書)

《代理人が提出する場合》①~③のすべて

- ①委任状(税理士の場合は税務代理権限証書)※裏面を参考に作成ください。
- ②代理人のマイナンバーカード又は運転免許証、パスポート等の官公署が発行した写真の表示がある身分証明書
- ③取得者本人のマイナンバーカード(写)又は通知カード(写)

※取得者本人又は代理人が<u>郵送で手続きをされる場合は、上記の確認書類の**写しを添付**</u>してください マイナンバーカードの場合は、裏表両面の写し</u>を添付してください。



【お問い合わせ先(軽減申請等手続窓口)】

	県民局		住所	電話番号	取得不動産の所在地
備前県民局	税務部不動産取得税課	〒700-8604	岡山市北区弓之町6-1	(土地、既存家屋) 086-233-9818 (新築家屋) 086-233-9817	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、 赤磐市、和気町、吉備中央町
備中県民局	税務部不動産取得税課	〒710-8530	倉敷市羽島1083	(土地、既存家屋) 086-434-7019 (新築家屋) 086-434-7018	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、 高梁市、新見市、浅口市、早島町、 里庄町、矢掛町
美作県民局	税務部課税課	〒708-8506	津山市山下53	0868-23-1273	津山市、真庭市、美作市、新庄村、 鏡野町、勝央町、奈義町、西栗倉村、 久米南町、美咲町

委任状

(代理人)	住所		_
	氏名		_
私は、上言	己の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。		
	記		
(委任する	内容の番号を〇で囲んでください。)		
<u>1. 土地及</u>	び家屋の取得に係る不動産取得税の申告		
2. 土地及	び住宅に係る不動産取得税の軽減申請		
(記入日)	年 月 日		
(委任者)			
(委任者)	住所	—	
(委任者)	住所		
(委任者)	<u>住所</u> <u>氏名</u>	印	